

宮崎市津倉市民農園 募集要項 (平成23年4月～)

「宮崎市津倉（つぐら）市民農園」の農園利用者を、募集しています。初心者の方でも気軽に楽しめる農園ですので、多くの市民の皆様のご利用をお待ちしております。

施設概要	場所 宮崎市佐土原町東上那珂（津倉地区） 施設 全体面積 約1万㎡ 管理棟（トイレ・休憩室等）、駐車場、広場、散水栓等
農園区画	184区画（1区画は約15㎡。1人当たり2区画まで利用可能）
利用期間	許可日から2年間
開園時間	午前7時～午後6時（原則）※季節に応じて変更することがあります。 管理棟の休館日は、12月29日から翌年1月3日までです。
利用料金	1区画当たり年7,000円
申請資格	市内に住所を有する方又は市内の事業所等に勤務する方で、満20歳以上の方。
応募方法	「農園使用許可申請書」に必要事項を記入し、申請資格が確認できる書類（免許証、保険証、就労証明等）の写しを添付の上、持参又は郵送して下さい。
申請書提出先	〒880-0297 宮崎市佐土原町下田島20660 宮崎市役所 佐土原総合支所 農林水産課 市民農園担当あて
管理運営	現地は指定管理者（津倉地区自治会）が運営しています。
その他	農園の利用について、注意事項やルール等があります。 随時、先着順に受け付けています。
お問い合わせ	宮崎市 佐土原総合支所 農林水産課 TEL 0985-73-1114（平日：8:30～17:00まで） FAX 0985-72-2941 メール 34sangyo-u@city.miyazaki.miyazaki.jp

宮崎市津倉市民農園の申請時の留意事項

<申請資格>

・市内に住所を有する方又は市内の事業所等に勤務する方で、満20歳以上の方となっていますので、申請者の住所又は事業所等の所在地や年齢が確認できる書類（免許証、保険証、就労証明等）の写しを添付して下さい。

<申請条件>

- ・ 所定の申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、申請して下さい。
- ・ 申請可能な区画は、1人につき2区画まで、利用期間は2年間です。
- ・ 途中辞退や許可期間満了等に伴う空き区画については、キャンセル待ちの方を対象に、順次、ご案内します。
- ・ 原則として、区画の募集やキャンセル待ちは、本農園の未経験者を優先しますので、2年間の許可期間満了後は、継続更新できない場合があります。
- ・ 申請書に虚偽があった場合、またはルールを遵守できない場合等は、許可を取消すことがあります。

<利用料金>

- ・ 料金の納付については、申請後、期限内（10日間）に納付がない場合は、許可を取消す場合があります。
- ・ 料金は、1年ごとに1年間分の料金を納付して下さい。
- ・ 許可期間中に利用を中止又は解約しても料金の払い戻しや還付はありません。
- ・ 1年未満の利用期間を申請しても、月割等による料金の変更はありません。
- ・ 散水用の水使用料は料金に含まれます。
- ・ 2年目の料金の納付は、許可日から2年目となる日から10日間が期限です。
- ・ 納付書をお送りしますので、市指定の金融機関等でお支払い下さい。
- ・ 料金納付後に、許可書とともに、携帯用の許可証（カード）を、利用予定者の人数分（20歳以上の方）お渡しします。

<使用条件>

- ・ 市及び指定管理者は、自然災害、病虫害、盗難、鳥獣被害、イタズラ、駐車場の事故等による栽培作物の損害及び物品盗難、利用者間のトラブル等について、明らかな管理上の瑕疵が認められる場合を除き、一切その責任を負いません。
- ・ その他、開園後に新たにルール等を定めることがありますので、ご了承下さい。

※その他、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

宮崎市津倉市民農園の利用ルール

<基本事項>

- ① 農園の秩序や風紀を乱さず、他人に迷惑を掛けないで下さい。
- ② 施設や附属施設等を損傷・汚損・滅失しないで下さい。
- ③ 管理者の指示に従って下さい。
- ④ 来園中は、携帯用の許可証（カード）を所持して下さい。
- ⑤ 利用期間の満了、または、利用期間の途中で使用を中止する場合は、速やかに原状回復を行い、管理者の確認を受け、区画を返還して下さい。
- ⑥ 管理棟（トイレ、休憩施設等）や休憩施設、駐車場等の共同利用する施設は、清潔保持に努めて下さい。
- ⑦ 危険物等を持ち込まないで下さい。
- ⑧ 営利を目的として作物を販売しないで下さい。
- ⑨ 所定の場所以外で火気を使用しないで下さい。
- ⑩ 許可なく、物品の販売や寄付の要請その他これらに類する行為をしないで下さい。
- ⑪ 許可なく、印刷物やポスター等の配布や掲示をしないで下さい。
- ⑫ 動物（身体障害者補助犬を除く）を伴って園内に入らないで下さい。
- ⑬ 本ルールの他、当該施設に係る条例や施行規則及び各種関係法令を遵守して下さい。

<区画の利用について>

- ① 農機具・肥料・種苗・資材等は、各自で用意して下さい。
- ② ゴミは各自で持ち帰って下さい。
- ③ 病害虫が発生した場合は、至急、管理者に連絡して下さい。
- ④ 自動車は所定の場所に駐車することとし、一時的に資材の搬入等で園路に停車する時は通行に支障がないように短時間で移動して下さい。
- ⑤ 使用区画は責任を持って管理し、適切な草刈等の維持管理を行い、隣接する区画や他の利用者に迷惑を掛けないで下さい。
- ⑥ できるかぎり減農薬に努めること。なお、農薬を散布する際は、隣接区画に十分配慮して下さい。
- ⑦ 使用区画を他人に転貸したり、権利を譲渡したりしないで下さい。
- ⑧ 建築物や工作物等を設置しないで下さい。
- ⑨ 営利目的で作物を栽培しないで下さい。
- ⑩ 作物は、許可期間内に収穫できる野菜類や花き類を原則とします。
- ⑪ むやみに他の区画に立ち入らないで下さい。